

告 示

埼玉県告示第六十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 知事指定薬物

イ 2―（エチルアミノ）―2―（2―フルオロフェニル）シクロヘキサン―1―オン（通称名2F―NENDCK、2F―2OXO―PCE、2―FXE、2―fluorodeschloro―N―ethylketamine）及びその塩類

ロ 2―「（4―メトキシフェニル）メチル」―5―ニトロ―1―「2―（ピロリジン―1―イル）エチル」―1H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称名Metonitazepyne、N―Pyrrolidino Metonitazene）及びその塩類

ハ （8R）―6―アリル―1―（シクロプロパンカルボニル）―N・N―ジエチル―9・10―ジデヒドロエルゴリン―8―カルボキシアミド（通称名1cP―ALLAD）及びその塩類

ニ （8R）―1―（シクロプロパンカルボニル）―N―メチル―N―（プロパン―2―イル）―6―メチル―9・10―ジデヒドロエルゴリン―8―カルボキシアミド（通称名1cP―MIPLA、1cP―MIPLA）及びその塩類

二 効力発生の日

令和七年一月二十五日